

令和2年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所                                 | 契約に係る業務名                         | 契約締結年月日   | 契約の相手方の名称及び所在地                  | 契約金額(円)<br>〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由  | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|--|----------------------------------|-----------|---------------------------------|-------------------------------|--|-------------------------|----|
| 1   | 総務部財産活用課                               | 県庁西庁舎長寿命化改修工事実施設計委託              | 令和2年4月16日 | 榎あい設計 岡山支社<br>岡山市北区駅前町2-5-24    | 47,520,000                    | 本業務において設計を行う工事は、工程計画、仮設・動線計画及び設備計画について、同一敷地内で並行して行われる岡山県庁舎耐震化整備工事と密接に係る。また、改修後の執務室の一部は、岡山県庁舎耐震化整備事業における仮移転先として使用する予定であり、限られた工期で遅滞なく業務を完了させる必要がある。<br>このため、本業務の履行にあたっては、岡山県庁舎耐震化整備工事に係る基本・実施設計の内容に対する深い知識及び理解が必要となる。<br>左記業者は、岡山県庁舎耐震化整備基本・実施実施設計業務(H30～R1)の受託者である共同企業体の代表者であり、本業務を遂行するうえで必要となる知識や理解を得ている。特に、県庁舎耐震化整備基本・実施設計業務において、西庁舎の調査及び設計方針の検討を行っており、本業務における設計工期の短縮が可能である。<br>よって、同者に委託することにより、本業務を適切かつ遅滞なく完了できる。このような業者は同者しかいない。 | 第2号                     |    |
| 2   | 土木部<br>技術管理課                           | 令和2年度岡山県建設工事に係る設計図書作成業務          | 令和2年4月1日  | (公財)岡山県建設技術センター<br>岡山市北区首部294-7 | 288,200,000                   | 当該業務は建設工事の発注設計図書作成という公共性の高い業務であり、公共土木工事における施工計画・積算・監督・検査等の豊富な知識や、行政情報において高度な守秘性と公平中立性が求められる業務であり、当該法人が本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。  | 第2号                     |    |
| 3   | 土木部<br>技術管理課                           | 令和2年度工事監督・検査補助業務                 | 令和2年4月1日  | (公財)岡山県建設技術センター<br>岡山市北区首部294-7 | 39,820,000                    | 当該業務は県発注工事に係る監督・検査体制の充実、工事の品質確保及び施工の適正化を図るため、監督・検査の補助業務を行うものである。<br>当該法人は、必要な知識と経験を有し、施工業者との利害関係がない公正・中立な機関への発注が必要であることから、当該法人がその業務の執行が可能である唯一の団体であるため。  | 第2号                     |    |
| 4   | 備前県民局<br>建設部<br>東備地域工務課<br>工務第二班       | 単県 道路工事(地すべり調査業務委託)              | 令和2年4月1日  | 応用地質(株)岡山営業所<br>岡山市南区豊成2-2-9    | 2,750,000                     | 本業務は、平成30年7月豪雨により被災した県道法面の地滑り動態観測業務であり、被災直後より伸縮計、水位計を設置し観測業務を継続している。<br>現在復旧工事を施工中であるが、変位が継続している状況であり、工事中の安全確保及び工事完了後の効果確認のため令和2年度末まで継続して観測を行い、変位の収束を確認することが必要である。<br>左記業者は、岡山県の委託する地すべり調査の実績が豊富にあり、現在稼働中の観測装置等一式について現地に設置・観測を行った者であることから、当該業務についての内容を熟知し、円滑に業務を進めることができる最も適切な者であり、左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額になるなど、競争入札によることが不利と認められるため。  | 第6号                     |    |
| 5   | 備前県民局<br>農林水産事業部<br>東備地域農地農村整備室<br>第一班 | 農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型)赤磐地区設計積算業務 | 令和2年4月28日 | 岡山県土地改良事業団体連合会<br>岡山市北区内山下1-3-7 | 3,476,000                     | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。<br>県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用を認めておらず、競争入札に適さないため、随意契約とする。<br>当該法人は、県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体である。また、現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを誠実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し、公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。  | 第2号                     |    |
| 6   | 備中県民局建設部<br>工務第二課                      | 単県道路工事(防水擁壁詳細設計)                 | 令和2年4月16日 | (株)ウェスコ岡山支社<br>岡山市北区島田本町2-5-35  | 19,690,000                    | 次期出水期までの陸間代替施設の完成に向け、早急に関連する河川改修計画との整合を図った詳細設計を行い、工事発注を実施する必要があるが、河川管理者からの設計条件の提示が遅延し、詳細設計の項目確定が令和2年3月まで及んだため、競争入札に付するいとまがない。<br>当該業者は、本業務に精通しており、実績も豊富であることから、本業務を正確かつ迅速に実施する能力が十分であると認められるため、随意契約を締結するものである。   | 第5号                     |    |

令和2年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所                       | 契約に係る業務名                      | 契約締結年月日  | 契約の相手方の名称及び所在地                                 | 契約金額(円)<br>〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由   | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|------------------------------|-------------------------------|----------|--|-------------------------------|---|-------------------------|----|
| 7   | 備中県民局建設部<br>高梁地域工務課<br>工務第一班 | 3-5-35<br>公共 砂防基礎調査(照査及び審査)業務 | 令和2年4月1日 | 基礎地盤コンサルタンツ(株)岡山支店<br>岡山県岡山市北区今3-19-10         | 2,255,000                     | 本業務は、国の方針により追加調査の必要が生じた地すべり地区と土石流区域の調査結果について照査を実施するものであり、照査対象となる追加調査については10月に着手し、照査業務に4月上旬から取りかかる見込みである。<br>近年の土砂災害の発生状況を踏まえ、住民に対して早急に土砂災害の危険性を周知する必要があるため、防災砂防課よりその照査を令和2年6月末までに完了するよう3月上旬に通知があったが、これから競争入札を実施した場合、落札までの期間を要し、6月までの照査完了が見込めないことから、地すべりに関する砂防基礎調査の業務実績があり、業務内容を把握しており、円滑に本業務を進める能力を有している本業者と随意契約を締結するものである。 | 第5号                     |    |
| 8   | 備中県民局建設部<br>櫛井ダム管理事務所        | 9-1-<br>単県 ダム施設管理(ダム管理設備保守点検) | 令和2年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社<br>広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,375,000                     | 櫛井ダムのダム管理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測や演算処理、堤体や周辺状況の確認、警報制御等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。また、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社唯一であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。   | 第2号                     |    |
| 9   | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所        | 単県 ダム管理委託(三室川ダム昇降設備保守)        | 令和2年4月1日 | 東芝エレベータ(株)中国支社<br>広島県広島市中区大手町2-7-10            | 1,320,000                     | 本業務は、三室川ダム堤体内の管理用エレベータを良好な状態に保持し、常に十分な機能と安全を確保するため保守整備を行うものである。ダム管理用エレベータは、一般建築用エレベータとは異なり昇降高低差が大きいうえ、高湿度の状態で開催されるため、メーカーの技術ノウハウによる汎用性のない独自設計となっている。<br>このため、センサー故障時の危険回避等の特有プログラム設定された本体の点検・保守やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者である東芝エレベータ(株)中国社に限られる。  | 第2号                     |    |
| 10  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所        | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検)     | 令和2年4月1日 | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店<br>広島県広島市中区紙屋町1-2-22  | 1,375,000                     | 三室川ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な気象情報の収集及び放流時の下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。<br>また、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、システム故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が唯一可能な本設備の開発・施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店と随意契約するものである。  | 第2号                     |    |
| 11  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所        | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検)     | 令和2年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店<br>大阪府大阪市中央区本町4-2-12      | 2,970,000                     | 高瀬川ダムのテレメータ・放流設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。<br>なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。   | 第2号                     |    |
| 12  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所        | 単県 ダム管理委託(テレメータ・放流警報設備点検)     | 令和2年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店<br>大阪府大阪市中央区本町4-2-12      | 4,290,000                     | 千屋ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な気象情報の収集及び放流時の下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。<br>なお、本設備を制御・監視するシステムは開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより特殊性を有するため、システム故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備の開発・施工業者である東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店と随意契約するものである。   | 第2号                     |    |

令和2年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所                    | 契約に係る業務名                    | 契約締結年月日   | 契約の相手方の名称及び所在地                                      | 契約金額(円)<br>〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由  | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|---------------------------|-----------------------------|-----------|---|-------------------------------|--|-------------------------|----|
| 13  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所     | 単県 ダム管理委託(管理用制御処理設備点検業務)    | 令和2年4月1日  | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店<br>広島県広島市中区紙屋町1-2-22       | 4,070,000                     | 河本ダムのダム管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行うために必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。<br>なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備の開発・施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)中国支店と随意契約するものである。  | 第2号                     |    |
| 14  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所     | 単県 ダム管理委託(管理用制御処理設備点検)      | 令和2年4月1日  | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社<br>広島県広島市中区八丁堀5-7      | 1,650,000                     | 千屋ダム管理用処理設備は、適正なダム管理に必要な気象・堤体情報の収集及び、洪水調節等の高水管理および平常時の低水管理のためのゲート操作、ダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。<br>なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社を契約の相手方とするものである。 | 第2号                     |    |
| 15  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所     | 単県 ダム管理委託(管理用制御処理設備点検)      | 令和2年4月1日  | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店<br>大阪府大阪市中央区本町4-2-12           | 1,485,000                     | 三室川ダムの管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。<br>なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。  | 第2号                     |    |
| 16  | 備中県民局<br>高梁川ダム統合管理事務所     | 単県 ダム管理委託(流入予測システム年間保守業務)   | 令和2年4月1日  | (一財)日本気象協会関西支社<br>大阪府大阪市中央区南船場2-3-2                 | 2,409,000                     | 河本ダムの流入予測システムは、適正なダム管理を行うために必要不可欠なシステムであり、常に正常な状態に維持する必要がある。<br>本システムは構築業者が、降雨予測及び流入解析について独自のプログラムにより構築し、システムハード(機器)の管理も行っている。そのため、保守業務を円滑かつ確実に履行することができるのは、本システムの構築業者に限定されることから、(一財)日本気象協会を契約相手方とするものである。   | 第2号                     |    |
| 17  | 美作県民局<br>建設部<br>工務第二課     | 単県 道路工事(トンネル排水中和処理)109-7    | 令和2年3月26日 | (株)森脇興業<br>岡山県久米郡美咲町西593                            | 3,630,000                     | 本業務は、トンネルにおける排水中和処理を行うものであり、トンネル工事期間中、左記業者が中和処理業務の一次下請けとして直接的に実施し、工事完了後も一定期間継続して維持管理を行っている。<br>左記業者は現地の状況に精通している地元業者であり、日常的に点検管理や緊急時における迅速な対応が可能であること、また、左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額になるなど、競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。   | 第6号                     |    |
| 18  | 美作県民局<br>建設部<br>津川ダム管理事務所 | 単県 津川ダム(ダム情報処理装置等保守点検業務)8-1 | 令和2年4月1日  | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中国社中国営業所<br>広島県広島市中区八丁堀5-7 | 1,980,000                     | 本業務は、設計に特殊性を有するダム情報処理・気象等観測・ITV監視装置等を、常時正常な状態に維持するため保守点検委託するものであり、装置の点検・運用に係る支援を円滑かつ確実に履行できるのは、本装置の施工業者である左記業者のみである。したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、随意契約を締結するものである。  | 第2号                     |    |

令和2年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所                          | 契約に係る業務名                               | 契約締結年月日   | 契約の相手方の名称及び所在地                       | 契約金額(円)<br>〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由  | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|---------------------------------|--|-----------|--------------------------------------|-------------------------------|--|-------------------------|----|
| 19  | 美作県民局<br>建設部<br>真庭地域工務課         | 単県 道路工事(トンネル排水中和処理業務)                  | 令和2年4月1日  | (株) 蒜山興業<br>真庭市蒜山下徳山263-1            | 6,380,000                     | 本業務は、県道新見勝山線に整備しているトンネルにおいて、本体工事の完成後も継続して排出している強アルカリ性排水(湧水)の中和処理を目的に設置された中和処理設備の継続的な維持管理を委託するものである。<br>当該業者はトンネル工事期間中に一次下請けとして中和処理業務を実施し設備の維持管理も行っており、地元業者であることから日常的に点検管理することが可能であり、機器の故障などの緊急時においても迅速に対応できるため選定した。左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額になるなど、競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。 | 第6号                     |    |
| 20  | 美作県民局<br>建設部<br>勝英地域工務課         | 単県 道路工事(観測業務)                          | 令和2年4月1日  | (株) エイト日本技術開発中国支社<br>岡山市北区津島京町3-1-21 | 3,146,000                     | 本業務は過年度に設置した、本路線における伸縮量、水位及び孔内傾斜観測システムにより実施する観測業務であり、現システムの運用者以外の者に実施させる場合は新たに各種システムを撤去設置する必要が生じ、著しく不経済であるため。  | 第6号                     |    |
| 21  | 美作県民局<br>農林水産事業部<br>勝英地域農地農村整備室 | 水利施設等保全高度化事業(一般型)勝英第五地区設計積算業務          | 令和2年4月24日 | 岡山県土地改良事業団体連合会<br>岡山市北区内山下1-3-7      | 3,993,000                     | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。<br>県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般のコンサルタントにはその利用を認めていないが、当該法人は、県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体である。また現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを確実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。                        | 第2号                     |    |
| 22  | 美作県民局<br>農林水産事業部<br>勝英地域農地農村整備室 | 農村地域防災減災事業(農業用河川工作物応急対策)堂ヶ瀬地区起伏堰設計積算業務 | 令和2年4月24日 | 岡山県土地改良事業団体連合会<br>岡山市北区内山下1-3-7      | 2,981,000                     | 本業務は、土地改良事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められる。<br>県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般のコンサルタントにはその利用を認めていないが、当該法人は、県と同一の積算システムの利用を認められている唯一の団体である。また現在までに県、市町村等から土地改良事業の積算業務を受託し、これを確実に履行した実績があることから、守秘義務を保持し公正な立場で本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。                        | 第2号                     |    |